



事務連
平成 30 年 10 月 5 日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

組合等登記令の一部を改正する政令の公布及び施行について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二百七十号。以下「政令」という。）が平成 30 年 9 月 27 日に公布、同年 10 月 1 日に施行されました。

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）（以下「改正法」という。）における貸借対照表の公告義務規定の施行を受け、これまで特定非営利活動法人の登記事項として組合等登記令で規定されていた「資産の総額」の項目を削除し、すでになされている登記については、各登記所（法務省所管）において職権による抹消が行われるものです。

各所轄庁におかれましては、特定非営利活動法人への周知方、宜しく願いいたします。また、事務処理特例制度により管内の市町村に特定非営利活動促進法における権限移譲を行っている所轄庁におかれましては、移譲先市町村への周知も宜しく願いいたします。

最後に、これらに関連して「平成 28 年改正法に関する Q & A」を更新いたしましたので、送付させていただきます。また、本 Q & A については内閣府 NPO ホームページにも掲載しておりますので、特定非営利活動法人への周知等にお役立ていただけますと幸いです。

記

○組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二百七十号）

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以 上

平成 28 年改正法に関する Q & A

平成 29 年 12 月

[平成 30 年 10 月 一部追記]

内閣府共助社会づくり推進担当

1 平成28年の法改正はどのようなものですか。

(答) 平成28年の法改正は、平成23年改正法附則第19条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（2カ月間→1カ月間）[法第10条関係]
- ② 貸借対照表の公告及びその方法の規定の新設 [法第28条の2関係]
※上記の法改正を受けて、組合等登記令に定める登記事項から資産の総額が削除されました（平成30年10月）。
- ③ 内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大 [法第72条第2項関係]
- ④ 事業報告書等及び役員報酬規程等の備置期間の延長等（約3年間→約5年間）
[法第28条第1項、第30条、第54条第2項、第3項及び法第56条関係]
- ⑤ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化
[法第54条、第55条第2項及び法第56条関係]
- ⑥ 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更
[法第2条第4項及び第3章関係]

2 平成28年の法改正はいつから施行され、いつから適用されますか。

(答) 平成28年改正法は、平成29年4月1日から施行されました（ただし、法第72条第2項の規定は平成28年6月7日、法第28条の2関係の規定は平成30年10月1日から施行）。

また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、平成29年4月1日以後に認証の申請があった場合について適用されます。（平成28年改正法附則2）
- ② 貸借対照表の公告及びその方法の規定の新設に関する規定は、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表について適用されます。（平成28年改正法附則4①）

また、特定貸借対照表^(注)については、当該NPO法人が平成30年10月1日に同項の規定により作成したものとみなして平成28年改正後の法第28条の2第1項の規定が適用されますが、平成30年10月1日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告しているNPO法人については、適用されません。（平成28年改正法附則4②及び③）

(注) 特定貸借対照表とは、NPO法人が平成29年4月1日前に平成28年改正前の法28①の規定により作成し、又は平成29年4月1日から平成30年10月1日の前日までの間に平成28年改正後の法28①の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るも

のをいいます。

- ③ 事業報告書等及び役員報酬規程等の備置期間の延長等に関する規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る事業報告書等及び書類について適用されます。(平成28年改正法附則3、6)

また、助成金の支給に係る書類に関する規定は、平成29年4月1日以後に行われるものについて適用されます。(平成28年改正法附則7)

- ④ 認定 NPO 法人等の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化に関する規定は、平成 29 年 4 月 1 日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る書類については、従来どおり、事前の書類の作成、備置き及び所轄庁への提出等が必要となります。(平成 28 年改正法附則 8)

3 貸借対照表の公告はいつから必要ですか。また、現在定款で定めている公告方法を変更する場合、いつまでに定款を変更すればいいのですか。

(答) 貸借対照表の公告に係る規定(法第28条の2)の施行日は、「公布の日から起算して2年6か月以内の政令で定める日」(平成28年改正法附則第1条第1項第2号)となり、平成30年10月1日と規定されています(「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成29年政令第300号))。よって、NPO法人は平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表について公告する必要があります。

ただし、経過措置として、平成30年10月1日より前に作成した貸借対照表で直近の事業年度のもの(以下、「特定貸借対照表」といいます。2②(注)参照。)についても、公告する必要があります。この場合、公告のタイミングは、①平成30年10月1日までに公告する、②平成30年10月1日以後遅滞なく公告する、のどちらかを選択していただくこととなります。

貸借対照表の公告は、定款で定めた方法により行っていただく必要がありますので、現在定款で定めている公告方法を変更する場合は、①もしくは②の特定貸借対照表の公告までに、定款を変更する必要があります。

4 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

(答) 定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。

具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲

示」など具体的に記載してください。

5 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

(答) 公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。

これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

6 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

(答) 平成28年改正前の特定非営利活動促進法では、NPO法人は、①債権の申出の催告（法第31条の10）、②清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始（法第31条の12）、③合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと（法第35条第2項）、において公告することが義務付けられており、①及び②の公告は官報に掲載してすることとされています。

法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されています。今回の法改正で新たに加わった貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただくこととなりますが、例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告のみを別途規定することは可能です。

7 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。

(答) 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第3条の2第1項）とは、要するにインターネット上のウェブサイトに公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

8 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

(答) SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、

提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

9 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

(答) 法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示場や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

10 貸借対照表の公告の方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合、貸借対照表の「要旨」（法第28条の2第2項）とはどのようなものをいうのですか。

(答) 掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。

また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的な事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

11 貸借対照表の公告について、内閣府NPOポータルサイトに掲載する方法を選択した場合、費用は発生しますか。また、どのような手続きが必要ですか。

(答) 内閣府NPOポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>) に掲載する場合、費用は発生しません。内閣府NPOポータルサイトに掲載する手続きとしては、①NPO法人において新規ユーザー登録、②内閣府から法人の主たる事務所の所在地宛てに法人確認書類が郵送される③サイトにログインし、公告欄にPDF化した貸借対照表を掲載、という手順を踏んでいただく必要があります。

12 内閣府NPOポータルサイトの閲覧書類欄に、貸借対照表のデータが掲載されていますが、貸借対照表の公告の方法を電子公告と定めている場合、これをもって法28条の2に規定する公告とすることはできますか。

(答) 内閣府NPOポータルサイトの閲覧書類欄は、所轄庁において独自の判断で書類の掲載をしており、これをもって法28条の2に規定する公告行ったことにはなりません。あくまで法人自身によって、マイページの公告欄に掲載いただく必要があります。

13 組合等登記令の一部を改正する政令の施行にあたり、資産の総額の削除はどのように行われるのでしょうか。法人において何か作業が必要なののでしょうか。

(答) 登記されている資産の総額の削除にあたっては、各登記所において職権による抹消が行われますので、NPO法人において特段作業をしていただくことはございません。
※登記手続の詳細については、管轄の法務局にお問い合わせください。

14 政令の施行にあたり、施行日前に行われた義務違反（資産の総額の変更の登記に関する登記懈怠・法第80条第1項）の扱いはどうなるのでしょうか。

(答) 政令の附則第2項において、政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとされており、施行日前に登記懈怠となっているのであれば、施行日後であっても当該登記懈怠に対する罰則が適用されます。

(以 上)

組合等登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十号

組合等登記令の一部を改正する政令

内閣は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

組合等登記令(昭和三十一年政令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」を削る。

附則

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)附則第一條第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一條第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 小此木八郎

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十二号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)第十三條並びに附則第三條第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令(平成三十年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令

本則中「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の下に「以下「法」という。」を、「定める地域」の下に「以下「特定地域」という。」を加え、本則を本則第一條とし、同條に見出しとして「特定地域」を付し、本則に次の四條を加える。

(特定地域内学部収容定員の算定方法)

第二條 法第十三條に規定する特定地域内学部収容定員(以下「特定地域内学部収容定員」という。)は、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する大学をいう。以下同じ。)の学部(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員(修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次條において同じ。)のうち特定年次(学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。)に係るものを合算し、短期大学(学校教育法第八條第二項の大学をいう。以下同じ。)の学科(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

(特定地域内学部等収容定員の算定方法)

第三條 法第十三條第一号に規定する特定地域内学部等収容定員(次條において「特定地域内学部等収容定員」という。)は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三條第三号に掲げる場合(第五條第三号に掲げる場合を除く。)に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校(学校教育法第一條に規定する高等専門学校をいう。次條第二項第一号において同じ。)の学科にあっては当該学科(第四條年及び第五條年に係る部分に限る。)の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものとから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校(学校教育法第二百二十四條の専修学校をいう。同項第二号において同じ。)の専門課程(学校教育法第二百五條第一項に規定する専門課程をいう。次條第二項第二号において同じ。)にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第四條 法第十三條第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等(大学の設置者又は大学を設置しようとする者)をいう。附則第四條において同じ。は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

組合等登記令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）							
名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め（削る）	特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	資産の総額	（略）	（略）